

【講義②】

任意後見等の理解

◆講 師

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

相談役 矢頭 範之 氏

社会福祉法人 上尾市社会福祉協議会 上尾市成年後見センター

専門相談員 丸山 広子 氏

成年後見制度利用促進体制整備研修

応用研修
任意後見等の理解
オンデマンド配信用教材

1

研修のねらいと項目

任意後見制度の基本について理解し、中核機関においてどのような相談対応を行うのかイメージできるようになる。

民事信託に関する相談を受ける際の留意点について理解する。

任意後見制度や民事信託等の相談を受ける際の、中核機関のスタンスを理解する。

【オンデマンド配信】

- A 任意後見制度の概要
- B 民事信託の基本的理解

【ライブ配信】

- C 演習
- D 任意後見制度に関する中核機関の役割と想定される相談内容
- E まとめ

2

A 任意後見制度の概要

3

A 任意後見制度の概要

成年後見制度

法定後見制度	任意後見制度
<p><u>既に判断能力が低下している人</u>について、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が後見人等を選任し、その低下の程度に応じてその権限を付与する制度</p>	<p><u>判断能力が健常な人が、将来判断能力が低下したときのため、任意後見人受任者と後見事務の契約を締結し、判断能力が低下して家庭裁判所が任意後見監督人を選任したとき、その効力が生じる制度</u></p>

法定後見制度と任意後見制度の両方を同時に利用することはない。
後見等開始の申立てと任意後見監督人選任の申立ての両方が家庭裁判所にされた場合には、本人の自己決定権を尊重するため、原則として任意後見制度が優先し、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、法定後見の開始の審判をすることができる。

4

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の定義①

自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約

代理権の範囲

身上監護・財産管理に関する事務

* 婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組の離縁など一身専属権に属する権限は対象外

「代理権を付与する委任契約」 →

①民法における「委任」と「代理」の条項が適用される

②契約等の法律行為に限られ、掃除・食事介助等の事実行為は対象外

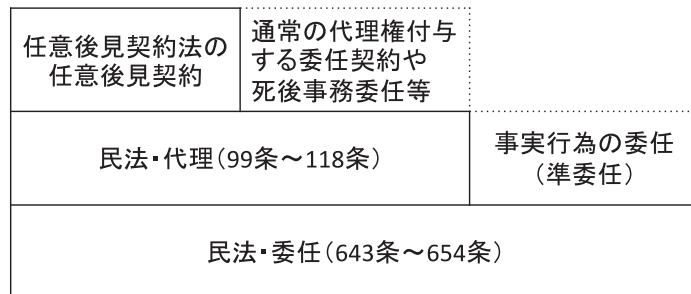
③取消権は付与されない

5

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の定義②

「委任」「代理」と任意後見契約との関係イメージ



* 任意後見契約法の条文に抵触しない民法の「委任」「代理」の条文は任意後見契約に適用される

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の定義③

本人が自身で掃除や買い物ができない場合

任意後見人の役割

代理権を行使して、本人に代わって事業所と居宅介護サービス等に関する契約を締結し、本人の状況とともに適切にそのサービス提供がされているかどうかを確認して、その対価を支払うこと

自身が掃除や買い物等をすることではない

(掃除や買い物をしてはならないのではなく、任意後見人の権限や義務には含まれないということ)

7

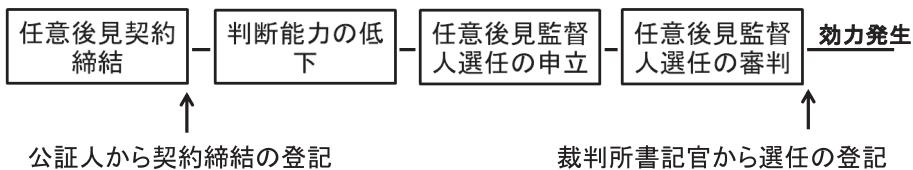
A 任意後見制度の概要

任意後見契約の定義④

任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の定めがあるもの

一般の契約は 契約の効力は契約の締結のときに生ずる。

任意後見契約 一定の条件が成就したときに契約の効力が生ずる特約が付されていれば、そのときに効力が生じる。



A 任意後見制度の概要

任意後見契約の方式

任意後見契約は、公証人が作成する公正証書
によってしなければならない

その理由

- ①公証人の関与により適法かつ有効な契約が締結されるよう
にするため
- ②公証人により漏れなく契約締結の登記をするため
(任意後見契約が締結されているにも関わらず、それを認識
せずに法定後見が開始される事態を防ぐ必要性、任意後見
人の公的権限証明書の必要性)
- ③公証役場での公正証書原本保管により改ざん・滅失等を防
止するため

9

Q

公証人が関与することによって、適法かつ有効な契約が締結されるようにするために、と
ありますが、公正証書というのは、どのように作成されるものなのですか？

また公証人とはどのような役割を担っている人ですか？

A

公証人は、公証人法の規定により、判事、検事、法務事務官などを長く務めた法律実
務の経験豊かな者の中から法務大臣が任免します。

公正証書とは、私人の嘱託に基づき、公証人がその権限に基づいて作成する文書の
ことです。

私文書より、公正証書にはその文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたもの
であるとのより強い推定がはたらきます。

A 任意後見制度の概要

任意後見人の呼称と資格

【呼称】

「任意後見受任者」 任意後見監督人選任前(代理権行使できない)

「任意後見人」 任意後見監督人選任後(代理権行使できる)

【任意後見人としての障碍事由】 (任意後見監督人選任時に審査される)

①未成年者

②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

③破産者

④行方の知れない者

⑤本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

⑥不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

10

Q

不正な行為、著しい不行跡、その他任意後見の任務に適しない事由があるとは、具体的にはどのようなことですか？

A

「不正な行為」とは、違法な行為又は社会的に非難される行為のことで、本人の財産を横領したりする場合です。

「著しい不行跡」とは、品行又は操行が甚だしく悪いことで、その行状が本人の財産の管理に危険を生じさせるなど、任意後見人としての適格性の欠如を推認する場合です。

「その他その任務に適しない事由」とは、任意後見人の権限濫用や財産の管理が不適当であることで、任務懈怠や家庭裁判所へ報告しない等が挙げられます。

10

A 任意後見制度の概要

複数任意後見人

【単独で代理できる】

複数の任意後見人それぞれ独自の判断で代理権行使ができる
それぞれが別個に任意後見契約を締結する

単独で代理権行使する方式と事務を分掌する方式がある

* AとBの任意後見契約において順位を定めることはできない

「Aが終了したらB」とする特約を定めて当初はAに関する任意後見監督人選任を申立てをするしかだが、この特約を登記する方法はなく、家庭裁判所はこれに拘束されない

【共同でしか代理できない】

複数の任意後見人が共同してないと代理権行使ができない

1個の不可分の契約

11

Q

複数にすることには、どのようなメリットがありますか？

A

役割分担を定めて事務負担の軽減を図ることができるとともに協議しながら事務遂行をすることにより信頼性が高まるという期待があります。

また、一方が病気等で事務遂行が困難であってもう一方が事務を行うことが可能となります。

A 任意後見制度の概要

法人任意後見人

任意後見契約は、任意後見受任者として個人だけではなく、法人とも契約することができる

ただし、任意後見人としての事務を行うことがその法人の事業目的に含まれていなければならない（法人の権利能力）
(その法人の登記事項証明書で確認できる)

メリット 任意後見人の「死亡」による終了は避けられ、継続性は強まる

状況に応じて担当者の追加・交代ができる

デメリット 「顔」の見えない状況になる可能性がある

担当者の責任感が弱くなる可能性がある

運営責任者の交代で運営方針が変わる可能性がある

12

Q

法人の事業目的に含む、とは具体的には定款に書かれているかどうか、ということになりますか？

それ以外の方法もありますか？

A(説明の中で一緒に説明します)

A 任意後見制度の概要

任意後見人の権限と義務

1. 権限

任意後見契約で定められた代理権

取消権はない

2. 義務

本人意思尊重義務・身上配慮義務

「本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態
及び生活の状況に配慮しなければならない」

13

A 任意後見制度の概要

任意後見人の報酬・費用

1. 報酬

任意後見契約に報酬受領に関する定めがないと無報酬となるので、報酬を発生させるのであれば、どのような事務を行ったらいくら受領するか、を定める必要がある

受領時期の定めがないと契約終了時にならないと報酬を受領できないので、定期的に受領するためには、受領時期の定めも必要

2. 費用

任意後見契約に費用請求の定めがなくても、任意後見人の請求があり次第、事務処理に要する費用を前払いする

実際は、任意後見人が管理している財産からその都度支払う

14

A 任意後見制度の概要

任意後見監督人選任申立て①

1. 申立権者

本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者

2. 管轄家庭裁判所

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

3. 選任の要件

①補助の要件に該当する程度以上の精神上の障害
により判断能力が不十分であること

②本人の申立て又は同意(表意不能の場合を除く)

4. 登記 家庭裁判所による嘱託登記

15

Q.1

市町村長は、監督人選任の申立権をもっていないということですね？

A

任意後見監督人選任申立権者に市町村長は含まれていません。

Q.2

申立に必要な書類というのは、どのようなものがありますか？(何をみればわかりますか？)

A

任意後見監督人選任申立てに必要な書類は、各家庭裁判所のホームページに掲載されています。掲載がない場合は各家庭裁判所へお問い合わせください。

Q.3

「補助の要件に該当する程度以上の精神上の障害により判断能力が不十分」ということは、診断書の改定と本人情報シートの導入は、任意後見監督人選任申立にも影響していますか？

A

任意後見監督人選任の審判手続きにおいては、類型の選択をする必要がないので判断能力の程度は問われませんので、その面では、診断書の改定及び本人情報シートの導入について影響はありません。

Q.4

本人情報シートの作成に、中核機関等の職員が関わる可能性があるということですか？

A

本人情報シートは任意後見監督人選任時の本人の状況を示す資料であり、スタート時の事務の検証とその後の事務方針を見直すなどの際に有効に活用できることは作成者として関わる範囲とともに法定後見の場合と同様に考えられます。

A 任意後見制度の概要

任意後見監督人選任申立て②

5. 選任の障礙事由(任意後見契約の効力を生じさせることができない事由)

①本人が未成年者

②本人が成年被後見人、被保佐人、被補助人である場合において、その法定後見を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき

③任意後見受任者に障礙事由があるとき

【「障碍事由」とはシート10のとおり】

a 任意後見受任者が未成年者

b 任意後見受任者が家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

c 任意後見受任者が破産者

d 任意後見受任者が行方の知れない者

e 任意後見受任者が本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

f 任意後見受任者に不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

16

Q.1

法定後見から任意後見にうつることもあるということでしょうか？

A

スライド21～22の講義の中で説明しています。

Q.2

③の障碍事由は、任意後見受任者にこのような事実があるときは任意後見監督人の選任はしない(つまり任意後見契約の効力は生じさせない)ということですが、例えば任意後見監督人選任後に任意後見人が「b 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人」に該当する事実が発生した場合はどうなるのですか。

A

任意後見契約法において、任意後見人の欠格事由に関する規定は存在しません。あくまでも任意後見契約法4条但し書きは人に後見監督人選任の障碍事由なので、契約の効力発生後には直接影響しません。

ただし、③のbdeに該当する事実があった場合、それがfに該当する場合は任意後見人の解任事由に当たりますので、所定の手続きにより解任される可能性があります。なおcの任意後見人が破産開始決定を受けた場合は、民法111条(代理権消滅事由)及び653条(委任終了事由)に該当し、任意後見契約は終了します。

A 任意後見制度の概要

任意後見監督人の職務

- ①任意後見人の事務を監督すること
- ②任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告すること
- ③急迫な事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること
- ④任意後見人と本人の利益が相反する行為について、本人を代理して当該行為を行うこと
 - *家庭裁判所は任意後見監督人から報告を受ける方式で間接的に監督する（法定後見制度とは違う）
 - *任意後見監督人には善管注意義務が課せられている
 - *任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が審判により相当額を定め報酬を付与する。（成年後見人等と同様）

17

Q.1

- ③急迫な事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をする、とは具体的にどのようなことですか？
- ④任意後見人と本人の利益が相反する行為とは、具体的にどのような行為がありますか？

A

- ③「急迫な事情」とは、病気やケガなど何らかの事情で任意後見人が事務を遂行できない状況で、迅速に対応しないと本人に不利益が生じるおそれのある事務がある状態のことです。
「必要な処分」の具体例としては、消滅時効の中斷、債務者の差押え、倒壊の危険のある家屋の修繕等が挙げられます。
- ④例えば、本人が母親、任意後見人が長男で、本人の夫（長男の父）に相続が開始して、本人と長男との間で遺産分割協議をする場合が考えられます。

Q.2

善管注意義務について、応用研修ではありますが、解説をお願いします。

A

「善管注意義務」は、委任の規定を準用しており、読み替えると、任意後見監督人は、任意後見制度の本来の趣旨に従い、善良な管理者としての注意をもって、任意後見監督事務を処理する義務を負う、ということになります。本人及び第三者に対して負うことになります。

Q.3

任意後見監督人の報酬のめやすというのは、ありますか？

A

東京家庭裁判所における「報酬のめやす」では、成年後見監督人の報酬のめやすが示され、その中で「なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。」とされています。

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の終了①

1. 終了事由

- ①任意後見契約の解除
- ②任意後見人の解任
- ③任意後見監督人選任後の本人に対する法定後見の開始の審判
(任意後見監督人選任前に法定後見開始の審判がされたときは、既存の任意後見契約は存続する)
- ④任意後見人(任意後見受任者)の後見開始審判確定
- ⑤本人または任意後見人(任意後見受任者)の死亡、破産手続開始の決定

18

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の終了②

2. 任意後見契約の解除

①任意後見監督人選任前

本人または任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、解除することができる

合意解除のほか、一方的に公証人の認証を受けた解除する旨の書面を相手方に送付する方法で解除できる

②任意後見監督人選任後

本人または任意後見受任者は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、解除することができる

19

Q

権利擁護センター等が、任意後見契約の解除に関わることも考えられますか？

その際、どのようなことに注意したらよいでしょうか？

A

中核機関が任意後見契約の解除に関する場合には、本人から解除したいがどのように手続きをすればよいかといった相談を受ける場合のほか、中核機関として任意後見受任者に問題行為等の情報に接した場合に本人にその旨の情報提供した際に、本人から解除することの相談を受ける場面が考えられます。

後者については、問題行為等について事実として確認できる場合とそうでない場合もあり得ますが、中核機関としては権利擁護の観点から本人に不利益が生じる恐れがある場合には積極的に関与する必要があります。いずれにしても本人が最終的に判断すべきでしょう。

19

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の終了③

3. 任意後見人の解任

(1) 申立権者

任意後見監督人 本人 その親族 檢察官

(2) 解任事由

①不正な行為

②著しい不行跡

③その他その任務に適しない事由

20

Q

その親族とは、どの範囲までになりますか？

A

民法725条により、親族とは「6親等内の血族」「配偶者」「3親等内の姻族」と規定されています。

「血族」とは、血縁関係にある人(祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫等)のほか、養子縁組による法定血族も含まれます。

「姻族」とは、婚姻による親族、例えば配偶者の両親や兄弟姉妹、それと血族の配偶者です。

A 任意後見制度の概要

法定後見との関係①

1. 本人について既に法定後見が開始されている場合に、任意後見監督人の選任申立てがされたときは、その法定後見を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるときを除き、任意後見監督人が選任される（任意後見監督人が選任された場合は、法定後見開始の審判は取り消される）
(シート16参照)



ポイント

原則 任意後見契約が優先され（自己決定尊重）、任意後見監督人選任の審判がされる

例外 本人の利益のため特に必要であると認めるときは、法定後見が継続される

21

A 任意後見制度の概要

法定後見との関係②

2. 任意後見契約の登記がされている場合、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等をすることができる。

任意後見契約締結



ポイント

原則 任意後見契約が優先され（自己決定尊重）、法定後見の審判はされない

例外 本人の利益のため特に必要であると認めるときは、法定後見開始の審判がされる

A 任意後見制度の概要

法定後見との関係③

3. 「本人の利益のため特に必要であると認めるとき」の例

- ①任意後見契約に必要な代理権が付与されておらず、新たな授権ができない場合
- ②本人に同意権・取消権による保護が必要な場合
- ③任意後見人の報酬額があまりにも高額である場合
- ④任意後見受任者が本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族である場合(スライド10参照)
- ⑤ 任意後見受任者に不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある場合(スライド10参照)

23

Q

- ①必要な代理権は後で追加できないのですか。

A

- ①新たな代理権の追加は、追加する代理権について新たに後見契約をするか、または、既存の契約を解除して、追加する代理権と既存の代理権を併せた任意後見契約を新たに締結しなおすか、いずれかの方法により可能です。しかし、任意後見契約締結には意思能力が必要ですので、判断能力低下後は新たな契約は締結が困難となる場合がありますのでご注意ください。

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の利用の仕方①

1. 利用形態

①将来型 任意後見契約のみ単独で締結するもの

任意後見受任者が第三者の場合、本人の判断能力低下を把握することが課題

②即効型 任意後見契約締結後、即時に任意後見監督人を選任することを目的とするもの

契約締結時に判断能力が低下しているため、契約の有効性や本人が正しく理解しているか疑問がある(法定後見制度の利用が望ましい)

③移行型 任意後見契約と財産管理等委任契約(任意代理契約)とセットで締結するもの

任意後見受任者が第三者の場合に多く利用されているが、判断能力が低下しても、任意後見契約に移行しない濫用事例があるので注意を要する

24

Q

濫用事例とは、具体的にどのようなものがありますか？

中核機関が相談を受けていく上で、特に注意すべき点があれば、教えて下さい。

A

移行型の濫用事例として代表的なものは、判断能力が低下しても任意後見監督人選任申立てをせず、財産管理等委任契約で財産管理をして、監督者がいないことを奇縁として、横領等の不正行為をする事例です。

そのほか、本人の死亡後に任意後見受任者又はその関係する団体へ遺贈する旨の遺言書を作成させる行為にも注意が必要です。

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の利用の仕方②

2. 任意後見契約と併用される契約等

①見守り契約

本人の心身状況の把握や信頼関係の構築のため、電話連絡や面談を定期的に行う

②財産管理・身上監護の委任契約

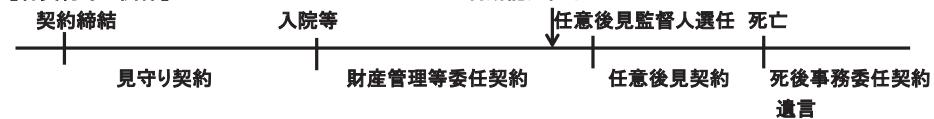
判断能力の低下前の財産管理や身上監護に関する事務

③死後事務委任契約

本人が死亡したのち、親族に代わりに行う火葬・納骨等の死後に必要な事務

④遺言

【各契約等の関係】



25

A 任意後見制度の概要

任意後見契約で登記が必要な場合

- ①本人・任意後見人(任意後見受任者)・任意後見監督人の住所氏名が変更した場合
- ②任意後見人(任意後見受任者)の後見開始審判確定により任意後見契約が終了した場合
- ③本人・任意後見人(任意後見受任者)が死亡・破産により任意後見契約が終了した場合
- ④任意後見契約が解除により終了した場合

* 任意後見監督人選任された後に法定後見開始審判により任意後見契約が終了した場合は、その審理の過程で家庭裁判所が任意後見契約の存在を把握しており、裁判所書記官から登記嘱託されるので、当事者からの登記は不要

26

Q

このような登記は、誰がどのようにするのですか？

中核機関や権利擁護センターが関わる可能性がありますか？

A

公証人や家庭裁判所から嘱託登記されるもの以外は、本人、任意後見人(任意後見受任者)・任意後見監督人等は、登記する義務があります。

そのほか、本人の親族その他の利害関係人も登記することができます。

特に親族後見人等はこれらの登記をしなければならないことを知らない可能性が高いため、中核機関や権利擁護センターはその有無を確認して促すことが考えられます。

A 任意後見制度の概要

登記事項証明書の見方

任意後見監督人選任前

登記事項証明書	
任意後見契約	
【公証人の所属】東京法務局	
【公証人氏名】丁田一夫	
【証書番号】平成17年第〇号	
【登記年月日】平成17年〇月〇日	
【登記番号】第2005-〇〇〇号	
任意後見契約の本人	
【氏名】甲野太郎	
【生年月日】昭和〇〇年〇月〇日	
【住所】東京都〇〇区〇〇1丁目〇番〇号	
【本籍】〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	
任意後見受任者	
【氏名】乙山春男	
【住所】東京都〇〇区××2丁目〇番〇号	
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり(別紙省略)	

任意後見監督人選任後

登記事項証明書	
任意後見契約	
【公証人の所属】東京法務局	
【公証人氏名】丁田一夫	
【証書番号】平成17年第〇号	
【登記年月日】平成17年〇月〇日	
【登記番号】第2005-〇〇〇号	
任意後見契約の本人	
【氏名】甲野太郎	
【生年月日】昭和〇〇年〇月〇日	
【住所】東京都〇〇区〇〇1丁目〇番〇号	
【本籍】〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	
任意後見人	
【氏名】乙山春男	
【住所】東京都〇〇区××2丁目〇番〇号	
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり(別紙省略)	
任意後見監督人	
【氏名】丙川一郎	
【住所】東京都〇〇区××3丁目〇番〇号	
【選任の裁判確定日】令和元年〇月〇日	
【登記年月日】令和元年〇月〇日	

27

Q.1

権利擁護センターに「後見人」を名乗る人が登場したけれど、どうしたらよいですか?」という相談を、ケアマネジャーさん等の事業者さんから受けますが、そういう場合は「登記事項証明書を見せて下さい」といえば、いいんですよね?

そして、それが、任意後見契約の場合だと、任意後見契約が発効されているかどうかは、任意後見監督人の欄があるかどうかをみると、ということになりますか?

A

後見人を名乗る人物が任意後見人又は任意後見受任者であるかどうかは登記事項証明書で確認できます。

その場合、任意後見監督人選任審判がなされて任意後見契約の効力が生じているか否か、は任意後見監督人の登記があるか否かで確認できます。

Q.2

すでに判断能力の低下があるのに発効させてないという場合には、どのような対応をとればいいですか?

A

すでに本人が判断能力が低下しているにもかかわらず未だ任意後見監督人選任の登記がなされていない場合は、任意後見受任者が今後の本人支援の方針として、任意後見監督人選任申立てを行う予定があるかどうかを確認することが考えられます。ただ、審判の要件として任意後見契約の効力を生じさせ

せることの「本人の同意」が必要です、場合によっては、中核機関として本人の生活状況を確認して本人の意向を確認する必要があるかもしれません。また、任意後見受任者が任意後見監督人選任申立てを行う意向が確認できない場合は、本人の支援が不安定な状態となりかねないので、後見等開始申立てを行うことも視野に検討することになります。

Q.3

「後見人」と名乗る人が、あきらかに本人にとってよくない行為…例えば本人を怒鳴る等の行為を繰り返すという場合には、どのような対応をとることが考えられますか?

A

任意後見受任者が本人に対して怒鳴る等支援の在り方として疑問が生じた場合は、情報を収集して正確な本人の状況を調査する必要があります。そのうえで、任意後見契約による支援ではなく、別途後見等開始申立てをすることも選択肢の一つと判断した場合は、「本人の利益のため特に必要であると認めるとき」に該当するか、緊急性があるか、誰が申立人となるか等について検討することになります。

Q.4

よく、任意後見契約は、発効されていないということが話題になりますが、何か理由があるのでしょうか?

A

任意後見契約の本人が判断能力

が低下しているにもかかわらず任意後見監督人選任の申立てをしていない理由としては、任意後見受任者の申立て懈怠のほか、本人が未だその効力を生じさせる時期ではないとしていること、また、任意後見受任者が本人と信頼関係を構築できていない等を理由に任意後見制度での本人支援が難しいと判断していることが考えられます。

Q.5

発効させることができ、本人にとってメリットになると考えれば良いのですか?

監督人が選任されることのメリットは何ですか?

A

任意後見契約の効力が生じた場合、本人にとって任意後見人の報酬のほか任意後見監督人の報酬の支払負担も生じます。

しかし、そもそもそれは任意後見契約を締結する際の検討で本人も承知していたものと考えられ、そのうえで判断能力が低下した後の老後の生活について準備していました。

判断能力の低下が生じたときに、報酬負担のみを理由に任意後見監督人選任申立てをしないということは、本人にとっての財産管理や身上保護の観点から不安定な状況を長引かせることになりますので、当初準備した本人の生活支援ができないことになり、生活上のリスクを抱えることになります。

A 任意後見制度の概要

任意後見制度の悪用事例①

【事例1／2007年4月26日毎日新聞(東京朝刊)】

- ・元暴力団員Aが、一人暮らしの94歳女性にリフォーム業者として近づき、女性名義のアパートを6500万円で売却し、すぐ転売した。また、Aは専門職であったBを紹介し、女性とBは任意代理契約と任意後見契約を締結した。
- ・AとBは、女性から2人が実質的に経営する会社への出資金として2000万円を出資させた。
- ・残りのアパート売却代金全額が勝手に引き出されていた。
- ・Bらは、女性の自宅である建物と借地権についても売却しようとした。
- ・女性は預金を引き出されたため、自宅を手放さざるを得ない状況となつた。

28

A 任意後見制度の概要

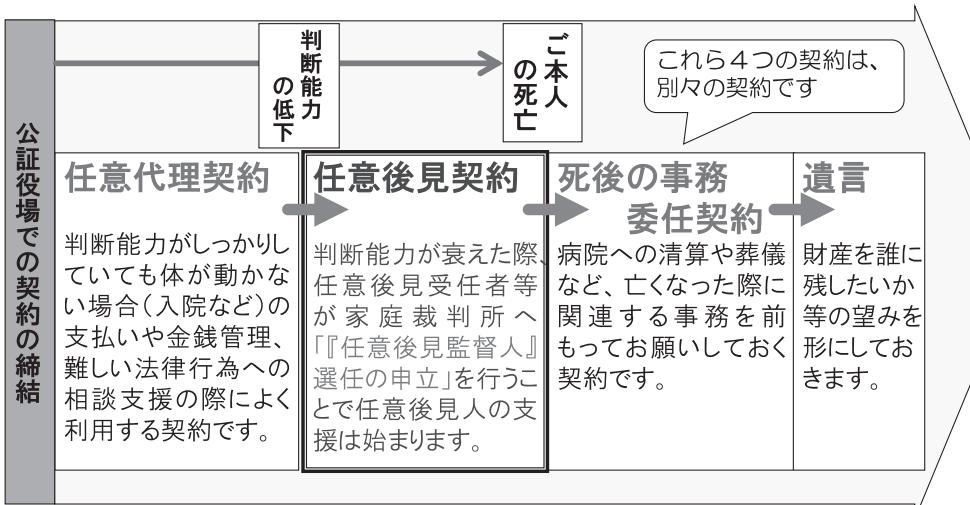
任意後見制度の悪用事例②

【事例2／2008年1月16日読売新聞(東京朝刊)】

- ・82歳の女性が、ケアセンターで知り合った70歳男性から二人で有料老人ホームに入居した際、任意代理契約と任意後見契約の締結を持ちかけられ、契約締結したが、その後、ホームを解約し別のホームへ移った。
- ・解約金として女性の預金口座に振り込まれた2000万円を男性は女性に無断で引き出し、マンションと一戸建て住宅の購入資金に充てた。
- ・その他、女性が自宅に保管していた現金1000万円もなくなっていた。
- ・男性は、これらを使ったとし、「残金は約400万円しかない」と話している。

29

注意！「ご本人の判断能力が不十分になつても任意後見監督人選任申立を行わずに金銭管理の任意代理契約のまま財産管理を行う」という形での悪用例が出ています。



30

B 民事信託の基本的理解

31

Q

なぜ、民事信託について理解しておかなければならぬのでしょうか？
どの程度、理解しておく必要がありますか？

A

現在、社会的に「民事信託」が注目を集めていますが、社会全体として正しい理解がされているとはいがたい状況です。

また、高齢者本人が「民事信託」を検討する場合もありますが、その周囲の方がそれぞれの疑惑で検討されている例も多く見受けられます。

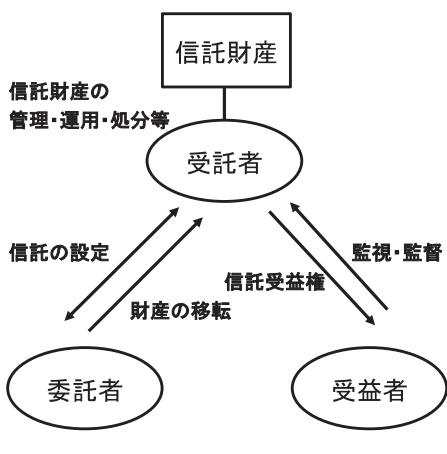
そのなかで「民事信託を利用すれば成年後見制度の利用を回避できる。」などと不適切な助言をする関係者が存在することも事実です。

よって、中核機関としては、高齢者の権利擁護の観点から、成年後見制度の隣接する制度として適切なアドバイスができるよう、また、適切な専門職や関係団体に相談をつなげられるよう、民事信託に関する一次相談の窓口として必要な知識を得ておく必要があります。

B 民事信託の基本的理解

信託のしくみ

信託の概要



- ①委託者が受託者に対し一定の目的を示して信託を設定する
- ②委託者が受託者に財産を移転する(受託者が名義人となる)
- ③受託者は信託目的に従い受益者のために信託財産を管理・運用・処分等する
- ④受益者は信託財産から利益を受け取る
- ⑤信託が目的達成等により終了した場合、残余財産受益者または帰属権利者が残余財産の給付を受ける

32

Q

財産の移転とは、具体的には、不動産の名義が換わる、預貯金の名義が代わるということですか？贈与とは違いますか？

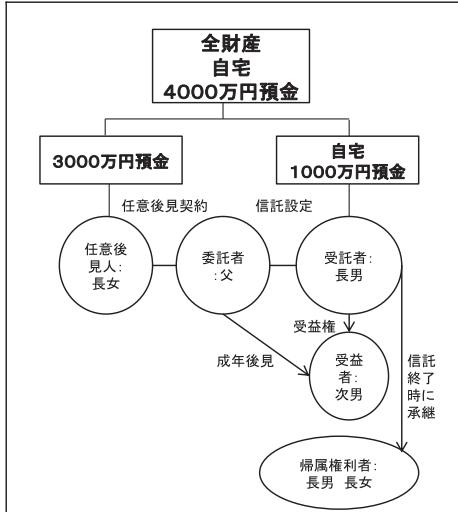
A

売買や贈与とは違います。

「信託」として、その財産の帰属先が委託者から受託者に移転して、その財産に関する権利と義務が受託者に帰属します。

B 民事信託の基本的理解

民事信託の事例



全財産は自宅と預金4000万円

知的障害者である次男を自宅に住まわせたいが、次男の死後は長男と長女に財産を承継させたい。

次男の収入は障害者年金しかないので、不足する生活費支出のために預金1000万円を充てたい

次男について父が自らを成年後見人候補者として後見開始申立てをしたい

父が将来において判断能力が低下した場合のために長女と任意後見契約を締結したい

【民事信託】(遺言信託)

(信託財産:自宅不動産 1000万円)

委託者:父 受託者:長男

受益者:次男(知的障害者)

帰属権利者:長男・長女

【後見開始申立て】

被後見人:次男 申立人:父 後見人候補者:父

【任意後見契約】(預金3000万円)

本人:父 任意後見受任者:長女

33

信託の機能

「意思凍結機能」

委託者の判断能力が低下しても、委託者が死亡しても、委託者の意思に基づき設定された信託は継続する

「倒産隔離機能」

受託者が分別管理義務を果たしていれば、委託者・受託者の債権者は差押できない

「財産承継機能」

現受益者が死亡したとき受益権を新受益者へ承継することができる

また、信託が終了したときの残余財産の帰属先を決めることができる

B 民事信託の基本的理解

商事信託と民事信託

「商事信託」「民事信託」「家族信託」の法律上の定義はなく、一般的に使用されている名称としても定着しているとはいえない。

商事信託：受託者（信託銀行・信託会社）が営業として引き受ける信託
民事信託：①受託者（親族）が営業ではなく引き受ける信託

②個人の財産管理や資産承継を目的とする信託
(信託銀行が取り扱う上記②に属する信託（例えば「特定贈与信託」）
を「民事信託」と分類する文献もある。)

「信託業は、免許を受けなければ、営むことはできない」とする信託業法3条の規定もあることから、家族の財産管理や資産承継を信託目的とし、営業としてではなく、信頼できる家族が受託者となる信託のことを「民事信託」または「家族信託」と称する場合が多い。

信託の設定

1. 信託契約

委託者と受託者が信託契約を締結する

契約締結時に効力は生ずるが、将来のある時期に効力を生じさせることはできる

2. 遺言信託

信託契約と同様の内容を遺言により設定する

受託者候補者がその地位を受けない可能性がある

委託者の死亡により効力は生ずる

3. 自己信託

委託者が自ら受託者となり、信託目的に従い、自己の一定の財産を管理・運用等する旨を公正証書等に記載して設定する

自己信託の不適切な活用による濫用・トラブルが危惧される

36

Q.1

「1. 信託契約」の締結は、公正証書と決まっているものですか？

A

一部を除いて信託契約は公正証書でしなければならないわけではありませんが、契約内容の真正の担保、改ざんの防止の観点から公正証書で作成することが望ましいでしょう。

①推定相続人全員の合意が取れていないケース、②委託者の意思能力に疑義を呈されかねないケース、③数十年の長期にわたり続くと見込まれるケースなどは、公正証書化することが特に重要と思われます。また、信託口座開設の条件として公正証書化を要求する金融機関もあります。

Q.2

「2. 遺言信託」の受託者候補者がその地位を受けない場合とは、具体的にどのような場合ですか？

A

信託の受託者はその責任と事務負担が求められますので、それらを自身で担えないと思われる事が考えられます。

Q.3

「3. 自己信託」の不適切な活用による濫用・トラブルとは？

A

委託者と受託者が同一人であることから、執行免脱、財産隠匿等の委託者の債権者に対する詐害行為が主に懸念されています。

受託者の義務

①信託事務遂行義務(信託法29条1項) 信託の本旨に従う

②善管注意義務(信託法29条2項) 善良な管理者

③忠実義務(信託法30条) 受益者のため忠実に

④公平義務(信託法33条) 受益者間の公平を図る

⑤分別管理義務(信託法34条1項)

受託者固有財産と信託財産との分別と他の信託財産との分別

登記・登録できる財産 → 当該信託の登記又は登録

動産(金銭を除く。) → 外形上区別することができる状態で

保管する方法

金銭等の財産 → その計算を明らかにする方法

B 民事信託の基本的理解

受託者の会計事務

- ①受託者は、信託事務の計算、信託財産に属する財産、信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、信託帳簿を作成しなければならない
- ②受託者は、毎年一回、一定の時期に、貸借対照表、損益計算書、信託利益処分計算書等を作成しなければならない
また、これらの書類を作成したら受益者に報告しなければならない
- ③委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる

38

Q

とても、一般人の知識でできるものと思えないのですが、受託者とは具体的にどのような人がなっているのですか？

このような知識に乏しい人が受託者の場合、誰か専門職が支援をしているものですか？

A

専門職の支援を受けながら家族が受託者となるケースが想定されています。

受託者の責任

【受託者の無限責任】

受託者が信託事務を処理するために負担した債務は、まずは、信託財産の中から支払う。

しかし、信託財産が不足するような場合は、受託者の固有財産から支払わなければならない

受託者が交代すると、前受託者が負っていた信託に関する債務は、新受託者に承継される。しかし、前受託者(前受託者が死亡した場合はその相続人)は、自己の財産をもって、この債務を弁済する責任を負う

新受託者は、前受託者から承継した信託に関する債務について、信託財産のみで支払う責任を負い、自己の財産をもって支払う責任は負わない

受益者保護のための機関

①信託監督人

信託行為において、受益者が現に存する場合に信託監督人を選任することができる

受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別の事情がある場合において、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき等、裁判所は信託監督人を選任することができる。

権限：受託者の監督権限

②受益者代理人

受益者が短期間に変動したり、多数である場合、信託行為の定めにより選任する

権限：受益者の権利行使

40

Q

「信託行為の定め」とは具体的にはどのようなことですか？

A

信託契約や遺言信託の内容として、受益者、信託の目的、信託財産、管理・処分の方法、終了事由等を具体的に定めたものです。

B 民事信託の基本的理解

成年後見制度との比較

	成年後見制度	民事信託
管理する財産	全財産を管理対象にことができる	信託で設定した信託財産を管理する 信託時以降に取得する年金・保険金等 は管理できない
法律行為等	身上監護事務や遺産分割等の法律行為や訴訟行為も対応できる	身上監護事務や遺産分割等の法律行為や訴訟行為は対応できない
債務	後見人は被後見人の債務は負わない	受託者は信託の債務を負う
収益不動産の建築	可能な場合とそうではない場合がある	可
監督	後見人の家庭裁判所への定期報告があり、家庭裁判所が監督する場合によっては後見監督人が選任される	信託行為により信託監督人を選任する ことができる 裁判所による監督はない
本人の死亡	被後見人の死亡により後見は終了する	委託者が死亡しても信託は終了しない
報酬	後見人・後見監督人の報酬負担がある	家族である受託者が適正額であれば 報酬を受領してもよい

41

B 民事信託の基本的理解

遺言との比較

	遺言	民事信託
承継する財産	全財産を包括的に承継できる	全財産を包括的に承継できない 信託で設定した財産を承継できる
効力発生	遺言者の死亡により効力が生じる	信託契約の場合は原則契約締結により効力が生じる 遺言信託の場合は委託者の死亡により効力が生じる
秘匿	遺言書を作成したことを秘匿できる	所有権を移転するので信託したことを見つからない
連続的な承継	自分の財産を次の誰かに承継させる連続的な承継はできない	定めた受益者が死亡した場合次の受益者を指定して連続的な承継ができる
身分行為	子の認知、未成年後見人の指定ができる	子の認知、未成年後見人の指定はできない

42

B 民事信託の基本的理解

民事信託の贈与税等

【受益者等課税信託のうち委託者:個人、受益者等:個人のケースで対価の支払いがない場合】
(信託収益の発生時に課税)

1. 信託設定時(委託者=受益者の場合) 実質的な財産の移転はないため課税なし
2. 信託設定時(委託者≠受益者の場合)
委託者 課税なし
受益者 贈与又は遺贈による取得とみなして贈与税又は相続税の課税あり
3. 前受益者等から新受益者等に受益権が移転した場合
前受益者等 課税なし
新受益者等 贈与又は遺贈による取得とみなして贈与税又は相続税の課税あり
4. 信託終了時(前受益者等=帰属権利者等の場合)実質的な財産の移転はないため課税なし
5. 信託終了時(前受益者等≠帰属権利者等の場合)
前受益者等 課税なし
帰属権利者等 贈与又は遺贈による取得とみなして贈与税又は相続税の課税あり

*「受益者等」「帰属権利者等」には、「受益者としての権利を現に有する者」のほか「みなし受益者(特定受益者)」が含まれます(所得税法13条1項2項、相続税法9条の2 1項5項)

43

民事信託のまとめ

1. 民事信託は、成年後見制度を補完することが可能だが、その利用に代わるものではない
2. 成年後見制度と民事信託のそれぞれのメリットを活かした併用が望ましい
3. 民事信託は、受託者自身や関係者の利益を図る等濫用されやすいので、信頼できる受託者を選ぶことが重要である
4. 信託法、会計、税務に精通した専門職の関与が不可欠である。

44

Q.1

「家族信託のほうが任意後見よりも良いって聞いたんだけど、どうなのかしら？」という相談をご本人からされた場合、どのような点に注意して相談対応したら良いでしょうか？

A

任意後見制度と信託はそれぞれ機能が違いますので、スライド41を利用しながらそれぞれのメリットとデメリットを説明して下さい。

Q.2

ご家族から同様の相談を受けた場合に、ご本人からの相談とは別に注意した方が良い点がありますか？

A

信託の当事者(委託者)は家族ではなく高齢者本人ですので、本人の判断能力の状況や各制度利用の意向について確認してください。
また、周囲の意向が先行する場合も考えられますので、本人の利益にとってどのような制度利用が望ましいか、という観点が重要であることを説明してください。

Q.3

信頼できる「民事信託」の相談窓口とは、どのようなところですか？？

A

現状では民事信託に精通した専門職はそれほど多数存在するわけではありません。専門職団体に照会する等して各地域で適切な扱い手を探してください。

Q.4

紹介する場合の注意点がありますか？

A

一機関のみを紹介するのではなく、複数の機関を並立的に紹介してください。
また、専門職の場合はその個人を紹介するのではなく、複数の専門職団体を提示して、そこから推薦を得られるように紹介してください。

任意後見契約公正証書（案）

本公証人は、委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者〇〇〇〇（以下「乙」という。）の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この公正証書を作成する。

第1条（契約の趣旨）

甲は乙に対し、〇〇〇〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律（以下「任意後見契約法」という。）に基づき、同法第4条第1項所定の要件に該当する状況（精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況）における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（契約の発効）

- 1 前条の任意後見契約（以下「本契約」という。）は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 2 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

第3条（任意後見監督人選任の請求）

本契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の請求をする。

第4条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（任意後見契約）」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

〔同意を要する特約の定めがある場合〕

第〇条（同意を要する特約）

乙が別紙「同意を要する特約目録」記載の行為を行う場合は、任意後見監督人の書面による同意を要する。

第5条（身上配慮の責務）

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

第6条（証書等の保管等）

- 1 乙は、甲から本件後見事務遂行のために証書等の引渡しを受けたときは、甲に対しその明細を記載した預り証を交付する。
- 2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、これを保管するとともに、本件後見事務遂行のために使用することができる。
- 3 乙は、本契約の効力発生後甲以外の者が第1項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。
- 4 乙は、本件後見事務を遂行するために必要な範囲で甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

第7条（費用の負担）

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第8条（報酬）

〔報酬額の定めがある場合 その1〕

- 1 甲は、本契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務処理に対する報酬として毎月末日限り金〇〇円を支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。
- 2 前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議のうえ、これを変更することができる。
 - (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
 - (2) 経済情勢の変動
 - (3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生
- 3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。
- 4 第2項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

5 後見事務処理が、不動産の売却処分、訴訟行為、その他通常の財産管理事務の範囲を超えた場合には、甲は乙に対し毎月の報酬とは別に報酬を支払う。この場合の報酬額は、甲と乙が任意後見監督人と協議の上これを定める。甲がその意思を表示することができないときは、乙は任意後見監督人の書面による同意を得てこれを決定することができる。

[報酬額の定めがある場合 その2]

- 1 甲は、乙に対し、任意後見監督人を選任して後見事務を開始するための報酬として、別紙「報酬規定」(*省略、以下同)により支払うものとし、乙は、本契約の効力発生後その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。
- 2 甲は、乙に対し、本契約の効力発生後の後見事務中、別紙代理権目録における「日常的事務」の報酬として、翌月末日限り月額金〇〇円（消費税別）を支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けられることがある。
- 3 甲は、乙に対し、本契約の効力発生後の後見事務中、別紙代理権目録における「個別的事務」の報酬として、別紙「報酬規定」により、当該事務終了時に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。
- 4 第2項及び第3項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、これを変更することができる。
 - (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
 - (2) 経済情勢の変動
 - (3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生
- 5 (報酬額の定めがある場合その1の第3項に同じ)
- 6 (報酬額の定めがある場合その1の第4項に同じ)

[無報酬の場合]

- 1 乙の本件後見事務処理は、無報酬とする。
- 2 本件後見事務処理を無報酬とすることが、次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議のうえ、報酬を定めることができる。
 - (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
 - (2) 経済情勢の変動
 - (3) その他本件後見事務処理を無報酬とすることを不相当とする特段の事情の発生
- 3 (報酬額の定めがある場合その1の第3項に同じ)

4 (報酬額の定めがある場合その1の第4項に同じ)

第9条 (報告)

1 乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

- (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
- (2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
- (3) 甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況
- (4) 甲の身上監護につき行った措置
- (5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方
- (6) 報酬の定めがある場合の報酬の收受

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

第10条 (契約の解除)

- 1 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

第11条 (契約の終了)

- 1 本契約は、次の場合に終了する。
 - (1) 甲又は乙が死亡し又は破産手続開始決定を受けたとき
 - (2) 乙が後見開始の審判を受けたとき
 - (3) 乙が任意後見人を解任されたとき
 - (4) 甲が任意後見監督人選任後に法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判を受けたとき
 - (5) 本契約が解除されたとき
- 2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。
- 3 任意後見監督人が選任された後に第1項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

第12条 (終了時の財産の引継ぎ)

- 1 乙は、本契約が終了した場合は、本件後見事務を甲、甲の相続人、甲の法定代理人等に速やかに引き継ぐものとする。残余財産、帳簿類及び証書類等の引渡しについても同様とする。
- 2 前項の事務遂行に要する費用は、甲の財産から支弁する。

第13条（後見登記）

- 1 乙は、本契約に関する登記事項につき、変更が生じたことを知ったときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

第14条（守秘義務）

乙は、本件後見事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし、第9条第2項に関する報告についてはこの限りでない。

附録第1号様式

代理権目録	
A 財産の管理・保存・処分等に関する事項	付した金銭信託（貸付信託）を含む。)
A 1 <input type="checkbox"/> 甲に帰属する別紙「財産目録」記載の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金〔B 1・B 2〕を除く。）並びにその果実の管理・保存	□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
A 2 <input type="checkbox"/> 上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更 □売却 □賃貸借契約の締結・変更・解除 □担保権の設定契約の締結・変更・解除 □その他（別紙「財産の管理・保存・処分等目録」記載のとおり）	B 6 <input type="checkbox"/> 金融機関とのすべての取引
B 金融機関との取引に関する事項	C 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項
B 1 <input type="checkbox"/> 甲に帰属する別紙「預貯金等目録」記載の預貯金に関する取引（預貯金の管理・振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ。）	C 1 <input type="checkbox"/> 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続 □家賃・地代 □年金・障害手当金その他の社会保障給付 □その他（別紙「定期的な収入の受領等目録」記載のとおり）
B 2 <input type="checkbox"/> 預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引	C 2 <input type="checkbox"/> 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続 □家賃・地代 □公共料金 □保険料 □ローンの返済金 □その他（別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」記載のとおり）
B 3 <input type="checkbox"/> 貸金庫取引	D 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
B 4 <input type="checkbox"/> 保證預り取引	D 1 <input type="checkbox"/> 生活費の送金
B 5 <input type="checkbox"/> 金融機関とのその他の取引 □当座勘定取引 □融資取引 □保証取引 □担保提供取引 □証券取引〔国債、公共債、金融債、社債、投資信託等〕 □為替取引 □信託取引（予定（予想）配当率を	D 2 <input type="checkbox"/> 日用品の購入その他日常生活に関する取引
	D 3 <input type="checkbox"/> 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
	E 相続に関する事項
	E 1 <input type="checkbox"/> 遺産分割又は相続の承認・放棄
	E 2 <input type="checkbox"/> 贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈の受諾

E 3 <input type="checkbox"/> 寄与分を定める申立て	用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
E 4 <input type="checkbox"/> 遺留分侵害額の請求	
F 保険に関する事項	H 4 <input type="checkbox"/> 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
F 1 <input type="checkbox"/> 保険契約の締結・変更・解除	
F 2 <input type="checkbox"/> 保険金の受領	H 5 <input type="checkbox"/> 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する審査請求
G 証書等の保管及び各種の手続に関する事項	I 住居に関する事項
G 1 <input type="checkbox"/> 次に掲げるものその他これらに準ずるものとの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用 □登記済権利証 □実印・銀行印・印鑑登録カード □その他（別紙「証書等の保管等目録」記載のとおり）	I 1 <input type="checkbox"/> 居住用不動産の購入
G 2 <input type="checkbox"/> 株券等の保護預り取引に関する事項	I 2 <input type="checkbox"/> 居住用不動産の処分
G 3 <input type="checkbox"/> 登記の申請	I 3 <input type="checkbox"/> 借地契約の締結・変更・解除
G 4 <input type="checkbox"/> 供託の申請	I 4 <input type="checkbox"/> 借家契約の締結・変更・解除
G 5 <input type="checkbox"/> 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求	I 5 <input type="checkbox"/> 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
G 6 <input type="checkbox"/> 税金の申告・納付	J 医療に関する事項
H 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項	J 1 <input type="checkbox"/> 医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
H 1 <input type="checkbox"/> 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払	J 2 <input type="checkbox"/> 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
H 2 <input type="checkbox"/> 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求	K <input type="checkbox"/> A～J以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」記載のとおり）
H 3 <input type="checkbox"/> 介護契約以外の福祉サービスの利	L <input type="checkbox"/> 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項
	L 1 <input type="checkbox"/> 裁判外の和解（示談）
	L 2 <input type="checkbox"/> 仲裁契約
	L 3 <input type="checkbox"/> 行政機関等に対する不服申立て及びその手続の追行
	L 4・1 <input type="checkbox"/> 任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項
	L 4・1・1 <input type="checkbox"/> 訴訟行為（訴訟の提起、

- 調停若しくは保全処分の申立て又はこれらの手続の追行、応訴等)
- L 4・1・2 □ 民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項（反訴の提起、訴えの取下げ・裁判上の和解・請求の放棄・認諾、控訴・上告、復代理人の選任等）
- L 4・2 □ 任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項について授權をすること
- L 5 □ 紛争の処理に関するその他の事項（別紙「紛争の処理等目録」記載のとおり）
- M 復代理人・事務代行者に関する事項**
- M 1 □ 復代理人の選任
- M 2 □ 事務代行者の指定
- N 以上の各事務に関連する事項**
- N 1 □ 以上の各事項の処理に必要な費用の支払
- N 2 □ 以上の各事項に関連する一切の事項

- 注 1 本号様式を用いない場合には、すべて附録第2号様式によること。
- 2 任意後見人が代理権を行うべき事務の事項の□にレ点を付すること。
- 3 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔L 4・1〕を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載して添付すること。
- 4 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔L 4・1〕を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載して添付すること。（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。
- 5 別紙に委任事項・特約事項を記載するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。

附録第2号様式

代理権目録（任意後見契約）

(例)

- 1 本人の不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 預貯金及び出資金に関する金融機関等とのすべての取引に関する事項
- 3 保険契約に関する事項
- 4 定期的な収入の受領（臨時給付金等の公的給付を含む）、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入
その他の日常生活に関する取引に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉
関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関
係の措置（施設入所措置を含む）の申請及び決定に対する異議申立てに關
する事項
- 8 長期生活支援資金制度、生活福祉資金貸付制度等の福祉関係融資制度
の利用に関する事項
- 9 登記済権利証、登記識別情報、印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳
カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、個人番号通知書（マイ
ナンバー通知カード）、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・
その預り証、年金関係書類、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類
その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に關
する事項
- 10 居住用不動産の購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する
請負契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請、税務申告、個人番号（マイナンバー）に関する
諸手続き、住民票の異動、各種証明書の請求に関する事項
- 12 遺産分割の協議、遺留分侵害額請求、相続放棄、限定承認に関する事
項
- 13 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
- 14 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 15 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立て、紛争の処
理（弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項の授権を含
む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む。）に関する事項
- 16 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
- 17 以上の各事項に関連する一切の事項

同意を要する特約目録

(例)

乙が以下の行為を行うには、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

- 1 居住用不動産の購入及び処分
- 2 不動産その他重要な財産の処分
- 3 福祉関係施設入退所契約
- 4 弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為の委任
- 5 復代理人の選任

継続的見守り契約及び財産管理等委任契約書（案）

年　月　日

当事者の表示

委任者（甲）

本籍

住所

職業

氏名

生年月日 昭和 年 月 日

受任者（乙）

住所

事務所

氏名

生年月日 昭和 年 月 日

（職業）

第1 継続的見守り契約

第1条（契約の目的）

甲及び乙は、次に掲げる任意後見契約が効力を生ずるまでの間、又は第6条各号に定める事項の生ずるまでの間（以下「本契約期間」という。）、定期的な面談等により、甲の望んでいる生活や心身の状態を乙が認識することに努め、信頼関係をより深めて、乙が甲の意思を尊重した委任事務・任意後見事務を遂行できるようにするために、本継続的見守り契約（以下「本件見守り契約」という。）を締結する。

記

任意後見契約公正証書 作成年月日 年 月 日
証書作成公証人の所属及び氏名 法務局所属公証人
証書番号 年第 号

第2条（連絡）

- 1 本契約期間中、乙は、甲に対し、毎月1回、電話連絡をする。

2 前項の連絡日及び連絡方法は、乙の都合により適宜変更することができる。ただし、乙は、その場合、予め甲にその旨を連絡する。

第3条（訪問）

- 1 本契約期間中、乙は、3か月に1回、甲の生活の本拠において、前条の目的を達するため、甲と面談する。
- 2 前項の訪問日に該当する月は、乙は、第2条の連絡を省略することができる。
- 3 具体的な訪問日は、甲と乙との協議により、その都度適宜定める。
- 4 乙は、第1項に定める訪問日以外の日であっても、乙が必要と認めた場合又は甲の要請があった場合は、隨時訪問面談する。

第4条（見守り義務）

乙は、第2条及び第3条に定める連絡と自らの訪問を通じて、甲の心身の状態に十分配慮し、家庭裁判所に対する任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを、常に考慮し判断しなければならない。

第5条（報酬及び費用）

- 1 甲は、乙に対し、本契約期間中の基本報酬として、年額金〇万〇〇〇〇円を支払う。
- 2 前項の支払方法は、本件見守り契約締結時に、本年末日までの分（月額金〇〇,〇〇〇円として計算）を一括して支払い、以後毎年12月末日までに翌年1年分を一括して支払うものとする。なお、本件見守り契約が終了したときは、終了日以降の分を、月を基準として清算するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、別途、第3条第4項に定める不定期の訪問に関する報酬として、1回の訪問につき金〇〇円（消費税別）を翌月末日までに前月分を支払う。
- 4 乙が本件見守り契約に基づく事務の遂行に要する費用は、甲の負担とする。

第6条（契約の解除）

- 1 甲は、いつでも本件見守り契約を解除することができる。
- 2 乙は、正当な事由がある場合に限り、本件見守り契約を解除することができる。

第7条（契約の終了）

本件見守り契約は、次の場合に終了する。

- (1) 財産管理等委任契約が開始したとき
- (2) 甲が死亡し又は甲に破産手続開始の決定があったとき
- (3) 乙が死亡し又は乙に破産手続開始の決定があったとき
- (4) 甲について後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が確定したとき
- (5) 乙について後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が確定したとき
- (6) 財産管理等委任契約又は任意後見契約が解除されたとき
- (7) 任意後見監督人選任の審判が確定したとき

第8条（守秘義務）

乙は、本件見守り事務及びこれに附隨する事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第9条（規定外事項）

本件見守り契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間の協議の上、これを定める。

第2 財産管理等委任契約

第1条（契約の趣旨）

1 甲は、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任事務」という）を乙に委任し、乙は、これを受任する。ただし、本件委任契約は、判断能力の衰えはないにもかかわらず、高齢・傷病等により心身の状態に不安のある甲が、下記任意後見契約が発効するまでの間、必要最小限の範囲でこれを利用しようとするものである。

記

任意後見契約公正証書作成年月日 年 月 日

証書を作成した公証人の所属及び氏名 法務局所属公証人

証書番号 年第 号

2 前項の本件委任契約は、甲及び乙が書面により発効の合意をした時からその効力を生じる。

第2条（管理対象財産）

1 乙が本件委任契約により管理・保管する財産（以下「管理対象財産」という）は、甲に帰属する別紙「管理対象財産目録」（＊省略、以下同）記載の財産とする。

- 2 本件委任契約締結後に管理対象財産を変更する場合は、甲及び乙が書面により合意しなければならない。

第3条（委任事務及び代理権の範囲）

- 1 甲は、乙に対し、別紙「委任事務目録」（＊省略、以下同）記載の委任事務（以下「本件委任事務」という）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する
- 2 本件委任契約締結後に本件委任事務の範囲を変更し、あるいは代理権を追加する場合は、甲及び乙が書面により合意しなければならない。

第4条（証書等の引渡し）

- 1 乙は、本件委任事務処理のために証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細を記載した預り証を交付する。
- 2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、これを保管するとともに、本件委任事務遂行のために使用することができる。

第5条（注意義務等）

- 1 乙は、本件委任契約の趣旨及び甲の意思を尊重し、甲の身上に配慮するとともに善良な管理者の注意義務をもって本件委任事務の処理にあたらなければならない。
- 2 乙は、自らの定期的な訪問等を通じて、任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを常に考慮し、甲の判断能力が不十分な状況になったときは、甲の同意を得てすみやかに任意後見監督人選任の申立てを行うものとする。
- 3 乙は、本件委任事務及びこれに附隨する事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第6条（書類の作成及び保管）

- 1 乙は、本件委任事務を処理するに際し、以下の書類を作成するものとする。
 - (1) 契約時・終了時及び1年毎の管理対象財産目録
 - (2) 本件委任事務に関する会計帳簿
 - (3) 本件委任事務に関する事務処理日誌
- 2 乙は、前項の作成書類を本件委任契約終了後10年間保存しなければならない。

第7条（報告義務）

- 1 乙は、甲に対し、3か月毎に、書面または面談その他適切な方法で本件委任事務に関する次の事項の処理について、報告をしなければならない。
 - (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
 - (2) 甲の身上監護につき行った措置
 - (3) 費用の支出及び使用状況
 - (4) 報酬の収受
- 2 本件委任契約が終了した場合、乙は、甲または甲の相続人若しくは甲の法定代理人等に対し、遅滞なく清算事務に関する報告をしなければならない。

第8条（費用の負担）

- 1 本件委任事務の処理に関する費用は、甲の負担とする。
- 2 乙は、前項の費用につき、その支出に先立って支払いを受けることができる。

第9条（受任者等の報酬）

- 1 乙が、本件委任事務の処理について受ける報酬は次のとおりとし、乙は、乙の管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。
 - (1) 定額報酬（別紙「委任事務目録」のうち日常業務報酬）として、翌月1日までに月額 金〇〇〇〇円（消費税別）
 - (2) 身上監護事務報酬として、当該事務の終了時に介護・福祉サービス利用における基本契約の締結につき 金〇〇〇〇円（消費税別）以内、入退院にかかる手続きにつき 金〇〇〇〇円（消費税別）以内で、甲乙間で合意した額
- 2 報酬額の変更の必要がある場合は、前項を基準として、甲乙間の協議により決定するものとする。

第10条（契約の解除）

- 1 甲は、いつでも本件委任契約を解除することができる。
- 2 乙は、正当な事由がある場合に限り、本件委任契約を解除することができる。

第11条（契約の終了）

本件委任契約は、次の事由により終了する。

- (1) 甲が死亡し又は甲に破産手続開始の決定があったとき
- (2) 乙が死亡し又は乙に破産手続開始の決定があったとき
- (3) 甲について後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が確定したとき

- (4) 乙について後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が確定したとき
- (5) 任意後見契約が解除されたとき
- (6) 任意後見監督人選任の審判が確定したとき

第12条（契約終了時の措置）

- 1 乙は、本件委任契約が終了した場合は、本件委任事務を甲または甲の相続人若しくは甲の法定代理人等にすみやかに引き継ぐものとする。残余財産及び預り証書等の引渡しについても、同様とする。
- 2 前項の事務処理に要する費用は、甲の財産から支弁する。
- 3 甲の死亡により終了した場合に限り、第1項の事務処理に対する報酬を金〇〇万円（消費税別）以内とし、甲の財産から支弁する。ただし、乙が甲の遺言執行者に就任する場合は遺言執行報酬に含まれるものとし無償とする。

第13条（規定外事項）

本件委任契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間の協議の上、これを定める。

死後事務委任契約書（案）

年　　月　　日

当事者の表示

委任者（甲）

本籍

住所

職業

氏名

生年月日 昭和 年 月 日

受任者（乙）

住所

事務所

氏名

生年月日 昭和 年 月 日

（職業）

第1条（契約の趣旨）

委任者（以下「甲」という。）は、受任者 司法書士（以下「乙」という。）に対し、甲と乙との間で本契約と同時に締結する「見守り契約及び財産管理等委任契約」および「任意後見契約」に付随する契約として、甲の死亡後ににおける事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（委任事務の範囲）

- 1 甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任する。
 - (1) 菩提寺・親族等関係者への連絡事務
 - (2) 通夜、告別式、火葬、納骨及び永代供養に関する事務
 - (3) 医療費、老人ホーム等の施設利用料その他一切の債務弁済事務
 - (4) 家財道具や生活用品の処分に関する事務
 - (5) 行政官庁等への諸届け事務
 - (6) 別途締結した「継続的見守り契約および財産管理等委任契約」における委任事務や別途締結した「任意後見契約」における後見事務の未処理事務

- (7) 相続財産管理人の選任申立手続
 - (8) 以上の各事務に関する費用の支払い
- 2 甲は、乙に対し、前項の事務処理をするにあたり、乙が復代理人を選任することを承諾する。

第3条（通夜・告別式）

- 1 前条第1項の通夜および告別式は、甲に応分の会場で行う。
- 2 甲の通夜及び告別式での読経は、次の寺に依頼する。
○○寺
所在
電話
- 3 前2項に要する費用は、金○○○万円を上限とする。

第4条（納骨・永代供養）

- 1 第2条第1項の納骨は、次の場所にて行う。
○○寺
所在
電話
- 2 第2条第1項の永代供養は、前項の場所にて行う。但し、永代供養に関する事務は第1項の寺に依頼することをもって終了する。
- 3 前2項に要する費用は、金○○○万円を上限とする。

第5条（連絡）

甲が死亡したときは、乙は、速やかに、甲が予め指定する親族等関係者に連絡するものとする。ただし、連絡先が変更されて連絡不能な場合はこの限りではない。

第6条（費用の負担）

- 1 乙が本件死後事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とする。
- 2 乙は、前項の費用につき、その支出に先立って、甲の遺言執行者または相続人より、甲の遺産の中から支払いを受けることができるものとする。

第7条（報酬）

甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金○○円（消費税別途）を支払うものとし、本件死後事務終了後、甲の遺言執行者または相続人より、甲の遺産の中から支払うものとする。

第8条（契約の変更）

甲または乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

第9条（契約の解除）

1 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときでなければ、本契約を解除することはできない。

(1) 乙が甲の財産を故意または過失により毀損し、その他乙の行為が甲に対して不法行為を構成し、そのために乙との信頼関係が破壊されたとき。

(2) 乙が本件死後事務を遂行することが困難となったとき。

2 乙は、経済情勢の変化、その他相当の理由により本契約の達成が不可能若しくは著しく困難となったときでなければ、本契約を解除することはできない。

第10条（委任者の死亡による本契約の効力）

1 甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委託者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

2 甲の相続人は、前項の場合において、前条第1項記載の事由がある場合を除き、本契約を解除することはできない。

第11条（契約の終了）

本契約は、以下の事由により終了する。

(1) 乙が死亡しましたは乙に破産手続開始の決定があったとき

(2) 甲と乙が別途締結した「見守り契約及び財産管理等委任契約」及び「任意後見契約」が解除されたとき

第12条（報告義務）

乙は、遺言執行者、相続人または相続財産管理人に対し、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告する。

(1) 本件死後事務につき行った措置

(2) 費用の支出及び使用状況

(3) 報酬の收受

第13条（守秘義務）

乙は、本件死後事務及びこれに附隨する事務に関して知りえた秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義ある事項については、甲及び乙が協議して定める。

